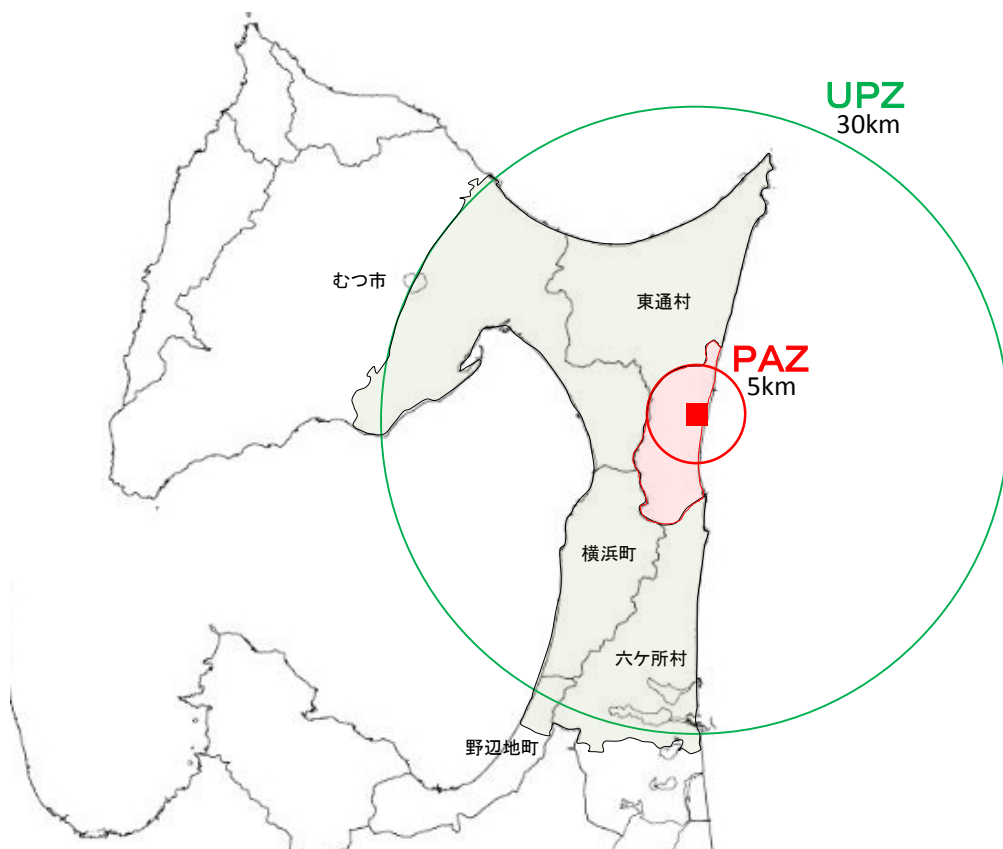


- 青森県地域防災計画では、原子力災害対策指針に示されている「原子力災害対策重点区域」として、発電所より概ね5kmを目安とするPAZ内、発電所より概ね5～30kmを目安とするUPZ内の対象地区名を明らかにしている。
- 東通地域における原子力災害対策重点区域は、PAZ内は東通村、UPZ内は東通村、むつ市、野辺地町、横浜町、六ヶ所村の1市2町2村にまたがる。



## <概ね5km圏内>

**PAZ**（予防的防護措置を準備する区域）：  
**Precautionary Action Zone**

⇒ 急速に進展する事故を想定し、**放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を実施する区域**

1村（東通村） 住民数：2,794人※

## <概ね5～30km圏内>

**UPZ**（緊急防護措置を準備する区域）：

**Urgent Protective Action Planning Zone**

⇒ 事故が拡大する可能性を踏まえ、**屋内退避や避難等を準備する区域**

1市2町2村（青森県東通村、むつ市、野辺地町、横浜町、六ヶ所村）

住民数：69,138人※

※人口：平成●年●月●日現在

- PAZ内人口は**2,794**人、UPZ内人口は**69,138**人、原子力災害対策重点区域内の人口は合計で**71,932**人※。

関係市町村名	PAZ内		UPZ内		合 計	
	(概ね5km圏内)		(概ね5～30km圏内)			
ひがしどおり むら 東通村	<b>2,794</b> 人	<b>1,214</b> 世帯	<b>3,887</b> 人	<b>1,606</b> 世帯	<b>6,681</b> 人	<b>2,820</b> 世帯
むつ市			53,404 人	24,563 世帯	53,404 人	24,563 世帯
のへじまち 野辺地町			42 人	23 世帯	42 人	23 世帯
よこはままち 横浜町			4,719 人	2,114 世帯	4,719 人	2,114 世帯
ろっかしょむら 六ヶ所村			7,086 人	3,335 世帯	7,086 人	3,335 世帯
<b>合 計</b>	<b>2,794</b> 人	<b>1,214</b> 世帯	<b>69,138</b> 人	<b>31,641</b> 世帯	<b>71,932</b> 人	<b>32,855</b> 世帯

※ 人口：平成●年●月●日現在

# 昼間流入人口（就労者等）の状況

- 平成27年国勢調査によると、<sup>ひがしどおりむら</sup>東通村全体での他市区町村からの昼間流入人口は、950人／日。
- また、平成26年経済センサスによると、原子力関連企業を中心に127事業所、約1,130人がPAZ内にて就労。
- 就労者の多くは、自家用車又は民間企業が所有するバスを通勤手段としている。

## <昼間流入・流出人口>

	他市区町村からの 流入人口	他市区町村への 流出人口	差引増△減
<sup>ひがしどおりむら</sup> 東通村	950人	1,036人	△ 86人

※平成27年国勢調査 従業地・通学地集計 従業地・通学地による人口・就業状態等集計(総務省統計局)

## <PAZ内の従業者数>

PAZ内対象地区	事業所数	従業者数
<sup>おだのさわ</sup> 小田野沢	48	386人
<sup>しらぬか</sup> 白糠 ※2	79	747人
<b>合 計</b>	<b>127</b>	<b>1,133人</b>

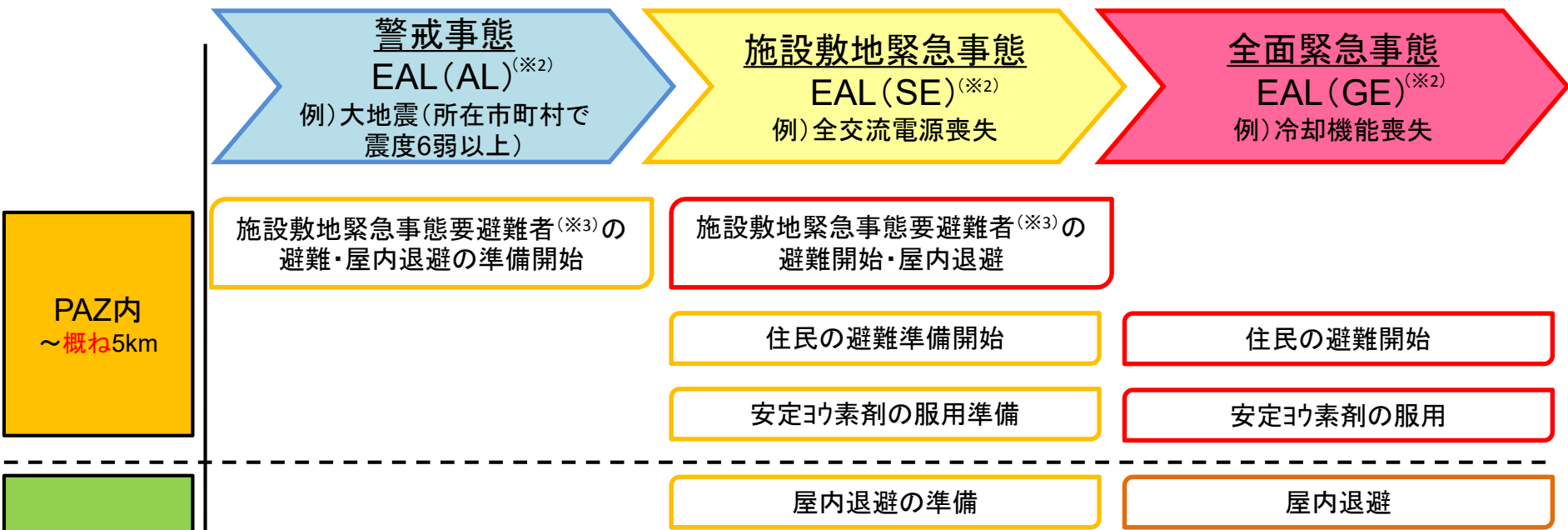
※1 平成26年経済センサス—基礎調査 町丁・大字別集計(総務省統計局)

※2 老部(おいっぺ)地区を含む

# 3. 緊急事態における対応体制

# 原子力災害対策指針が定める緊急事態の防護措置 (緊急時活動レベル: EAL<sup>(※1)</sup>)

- 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。
- 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。



PAZ内  
～概ね5km

UPZ内  
概ね5km～30km  
(※4)

UPZ外  
概ね30km～  
(※5)

(※1) EAL (Emergency Action Level): 緊急時活動レベル  
避難や屋内退避等の防護措置を実施するために、原子力施設の状況に応じて対策するように、事前に定めた判断基準

(※2) (AL) = Alert (SE) = Site area Emergency (GE) = General Emergency

(※3) 避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者(災害対策基本法第8条第2項第15号に定める要配慮者をいう。)、安定ヨウ素剤の服用が不適切な者等のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者。

(※4) 事態の規模、時間的な推移や現地の状況に応じてUPZ内においても段階的に避難等の予防的防護措置を実施する場合あり。

(※5) UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う場合がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

- 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日内を目途に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。
- また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間程度内に一時移転等の早期防護措置を講じる。

